NEWS RELEASE

平成 29 年 6 月 19 日資料配布

国土交通省 神戸運輸監理部
総務企画部　物流施設対策官

平成 29 年度「モーダルシフト等推進事業」（補助事業）の一次募集を開始します

温室効果ガスの排出削減、流通業務の省力化による持続可能な物流体系の構築を図るため、荷主企業及び物流事業者等物流に係る関係者によって構成される協議会が実施するモーダルシフト等の取組みを支援する「モーダルシフト等推進事業」（補助事業）について、本日より一次募集を開始いたします。

【対象となる事業】
1. 物流総合効率化法に基づく総合効率化計画策定のための調査事業
   【総合効率化計画策定事業】
2. 物流総合効率化法の総合効率化計画に基づき実施される、モーダルシフト等の実施事業
   【モーダルシフト推進事業・幹線輸送網集約化推進事業】

1. 事業概要
   (1) 補助対象事業者
   荷主企業及び物流事業者等物流に係る関係者によって構成される協議会
   (2) 補助対象経費（補助率）
   総合効率化計画策定事業（定額、上限 200 万円）
   モーダルシフト推進事業・幹線輸送網集約化推進事業（最大 1/2、上限 500 万円）
   (3) 平成 29 年度予算額
   40 百万円

2. 応募方法
   国土交通省 Web サイト（下記 URL）に掲載されている交付要綱、実施要領及び応募要項等をご覧頂き、申請様式に必要事項をご記入の上必要書類を添えて最寄りの地方運輸局等へご提出ください。
   http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/seisakutokatsu_freight_tk1_000094.html

3. 今後のスケジュール
   応募期間：平成 29 年 6 月 19 日（月）～7 月 21 日（金）**17 時まで（必着）**
   補助対象事業者の認定：8 月後半以降を予定

4. 補助対象期間
   総合効率化計画策定事業　：交付決定の日～平成 30 年 2 月 28 日（水）
   モーダルシフト推進事業
   幹線輸送網集約化推進事業
   } 平成 29 年 8 月 1 日（火）～平成 30 年 2 月 28 日（水）
   ※総合効率化計画の認定の標準処理期間は 1 ヶ月となっております

配布先	問い合わせ先
神戸海運記者クラブ	神戸運輸監理部　総務企画部　物流施設対策官 担当:川端、俵、澁谷 電話:078-321-3145（直通） FAX:078-321-3474

別紙

平成２９年度モーダルシフト等推進事業 応募要項

平成２９年６月
総合政策局　物流政策課

温室効果ガスの排出削減、流通業務の省力化による持続可能な物流体系の構築を図るため、荷主企業及び物流事業者等物流に係る関係者によって構成される協議会が流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成２８年法律第３６号）による改正後のもの。以下「法」という。）第４条第１項に規定する総合効率化計画の策定のための調査事業及び同項による認定を受けた総合効率化計画に基づくモーダルシフト等に対して支援する「モーダルシフト等推進事業」（補助事業）について、下記のとおり応募を実施します。

応募にあたっては、本応募要項によるほか、モーダルシフト等推進事業費補助金交付要綱（平成２９年５月８日付け国総物第８号。以下「交付要綱」という。）及びモーダルシフト等推進事業実施要領（平成２９年６月６日付け国総物第３２号。以下「実施要領」という。）に従って下さい。

１．事業実施の流れ （事業計画と補助金交付申請書を同時に提出する場合）

＜総合効率化計画策定事業＞

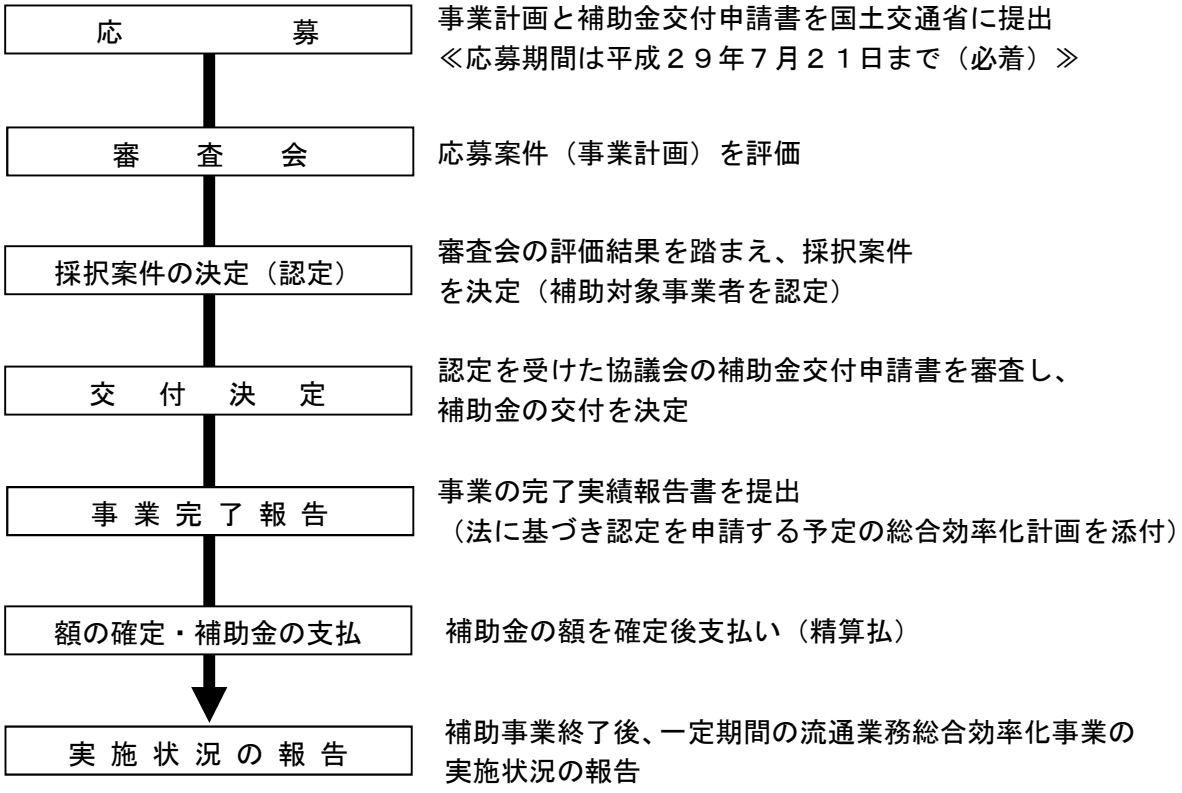

＜モーダルシフト推進事業、幹線輸送集約化推進事業＞

応　　募	事業計画と補助金交付申請書を国土交通省に提出 ≪応募期間は平成２９年７月２１日まで（必着）≫
評価委員会による事業評価	外部有識者からなる評価委員会において 応募案件（事業計画）を評価
採択案件の決定（認定）	評価委員会の評価結果を踏まえ、採択案件 を決定（補助対象事業者を認定）
交　付　決　定	認定を受けた協議会の補助金交付申請書を審査し、 補助金の交付を決定
月　次　報　告	毎月の輸送実績を報告
事 業 完 了 報 告	事業の完了実績報告書を提出
額の確定・補助金の支払	補助金の額を確定後支払い（精算払）
実 施 状 況 の 報 告	補助事業終了後一定期間の流通業務総合効率化事業 の実施状況の報告

※　事業計画と補助金交付申請書を同時に提出することができない場合には、最寄りの各地方運輸局交通政策部環境・物流課等（別紙参照）にご相談下さい。

補助対象経費

〇総合効率化計画策定事業

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成１７年法律第８５号）第４条第１項に規定する総合効率化計画の策定のための調査事業。

＜補助対象経費＞

・ 計画策定のための調査に要する費用（協議会開催等の事務費、データの収集・分析の費用、アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、短期間の実証調査のためのトライアル輸送の費用等）

〇モーダルシフト推進事業

認定総合効率化計画に基づき実施する事業であって、貨物自動車による陸上輸送から鉄道輸送又は海上輸送への転換等により、CO_2 排出量の削減及び流通業務に必要な労働力の確保を図るもの。

＜補助対象経費＞

・ 貨物自動車による陸上輸送から鉄道輸送又は海上輸送に転換する場合に係る運行経費
・ 鉄道又は船舶により新規貨物を輸送する場合に係る運行経費

平成２９年度モーダルシフト等推進事業補助金においては、次世代型モーダルシフト案件を優先的に採択する。

【次世代型モーダルシフト】

① 複数企業による混載×モーダルシフト

② 帰り荷の確保×モーダルシフト

いずれのケースもグループ外企業との組み合わせを条件とする。

〇幹線輸送集約化推進事業

認定総合効率化計画に基づき実施する事業であって、発荷主から着荷主までの輸送距離が概ね３０km 以上ある貨物自動車による輸送において、複数荷主の貨物を集約して、積載率の向上、走行車両台数及び CO_2 排出量の削減を図るもの。

＜補助対象経費＞

・輸送の集約化に伴って新たに発生する増加分の運行経費

※ 詳細は交付要綱別表１、別表２及び別表３並びに実施要領２及び３を確認して下さい。

２．応募方法 （事業計画と補助金交付申請書を同時に提出する場合）

本事業により補助金の交付を受けようとする場合は、応募期間内に「事業計画」（実施要領様式１－１、様式１－２又は様式１－３）及び「平成２９年度モーダルシフト等推進事業費補助金交付申請書」（交付要綱第１号様式）を提出して下さい。

３．認定方法 （事業計画と補助金交付申請書を同時に提出する場合）

応募のあった事業計画を評価し、採択案件を決定（国土交通大臣による認定）するとともに補助金の交付を決定します。

また、認定した旨は申請者に対して通知するとともに、認定結果等については、国土交通省のウェブページ等で事業の概要等について公表します。

※注意事項

① 過去に本事業により補助金の交付を受けた事業と同一であると認められる事業を実施しようとする協議会については認定を行いません。

② 応募後の事業計画に修正等が生じた場合、採択案件の決定（国土交通大臣による認定）と同時に補助金の交付決定ができない場合があります。

③ モーダルシフト推進事業及び幹線輸送集約化推進事業について、補助金の交付決定までに法に基づく総合効率化計画の認定を受けていない場合は、認定を受けることを補助金の交付の条件とします。

４．中間報告の提出（総合効率化計画策定事業のみ）

総合効率化計画策定事業に対する補助金の交付の決定を受けた場合は、指定の期間の輸送実績を実施要領様式４－１により提出して下さい。

５．毎月の輸送実績の報告（モーダルシフト推進事業及び幹線輸送集約化推進事業のみ）

運行経費に対する補助金の交付の決定を受けた場合は、毎月の輸送実績を実施要領様式４－２又は様式４－３により提出して下さい。

６．完了実績報告書の提出

補助対象事業が完了した場合、交付要綱第１２条で定める期限までに、補助対象事業完了実績報告書（交付要綱第８号様式）を提出して下さい。内容を審査した上で交付すべき補助金額を確定し、補助金を支払います。（精算払）

７．補助事業終了後の実施状況の報告

補助対象事業が終了した後、補助対象事業に係るその後の一定期間の流通業務総合効率化事業の実施状況を実施要領様式６－１、様式６－２又は様式６－３により提出して下さい。

８．応募期間及び提出先等

（１）事業計画の応募受付期間

平成２９年６月１９日（月）～ 平成２９年７月２１日（金）１７時 必着

（２）提出先

最寄りの地方運輸局交通政策部環境・物流課等（別紙参照）に提出して下さい。（補助金交付申請書や輸送実績の報告等の提出についても同様とします。）

（３）提出部数

正本１部、写し１部

書類の提出・お問い合わせ先

部　　署	住　　所	電　話
北海道運輸局交通政策部環境・物流課	〒060-0042 札幌市中央区大通西 10 札幌第二合同庁舎	011-290-2726
東北運輸局交通政策部環境・物流課	〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町 1 仙台第 4 合同庁舎	022-791-7508
関東運輸局交通政策部環境・物流課	〒231-8433 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎	045-211-7210
北陸信越運輸局交通政策部環境・物流課	〒950-8537 新潟市中央区美咲町 1-2-1 新潟美咲合同庁舎 2 号館	025-285-9152
中部運輸局交通政策部環境・物流課	〒460-8528 名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎 1 号館	052-952-8007
近畿運輸局交通政策部環境・物流課	〒540-8558 大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館	06-6949-6410
神戸運輸監理部総務企画部企画課	〒650-0042 神戸市中央区波止場町 1-1 神戸第 2 地方合同庁舎	078-321-3145
中国運輸局交通政策部環境・物流課	〒730-8544 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4 号館	082-228-3496
四国運輸局交通政策部環境・物流課	〒760-0064 高松市朝日新町 1-30 高松港湾合同庁舎	087-825-1173
九州運輸局交通政策部環境・物流課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎新館	092-472-3154
沖縄総合事務局運輸部企画室	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館	098-866-1812

〔制度全体についてのお問い合わせ〕

国土交通省総合政策局物流政策課	〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-2	03-5253-8799

モーダルシフト等推進事業

国土交通省

トラック輸送から大量輸送機関である鉄道・船舶輸送への転換（モーダルシフト）等を、荷主・物流事業者を中心とする多様・広範な関係者の連携のもとに推進する。

「モーダルシフト等推進事業」

モーダルシフト等の物流効率化に関する取組において、協議会の開催等の事業計画の策定に要する経費への支援を行う。またモーダルシフト及び幹線輸送の集約化について、初年度の運行経費の一部に対する支援を行う。

支援対象となる取組		計画策定経費補助	運行経費補助
大量輸送機関への転換	モーダルシフト		補助率：1/2以内 上限500万円
トラック輸送の効率化	幹線輸送の集約化		
	共同配送	補助率：定額 上限200万円	対象外
	コンテナラウンドユース（往復利用）		
	その他のCO2排出量の削減に資する取組		

- 計画策定経費の支援を通じ、大きな効果が期待できるが実現が容易ではない「多様・広範な関係者による合意形成」を促進。
- 計画実行開始後、2年間の実績を報告。
- 物流の効率化を通じ、労働力不足対策等に貢献。

多様・広範な関係者の合意形成による取組のイメージ

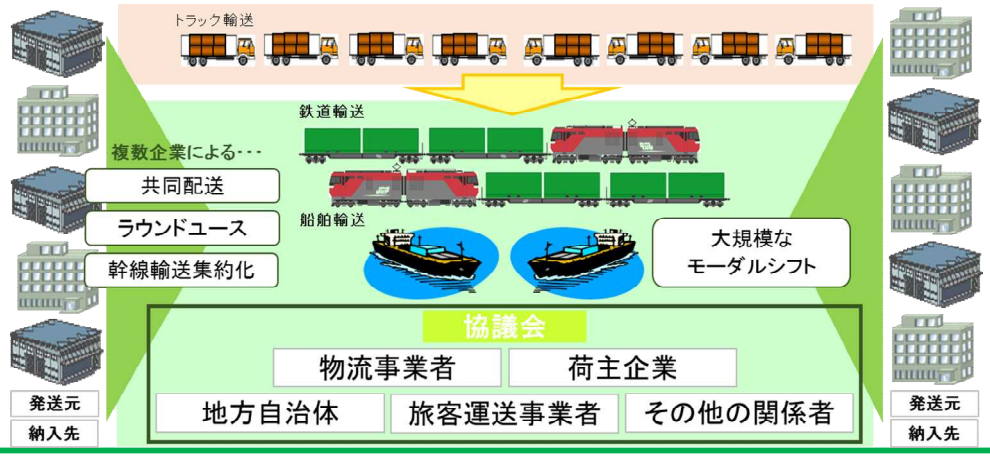

参考

○輸送量当たりの二酸化炭素の排出量

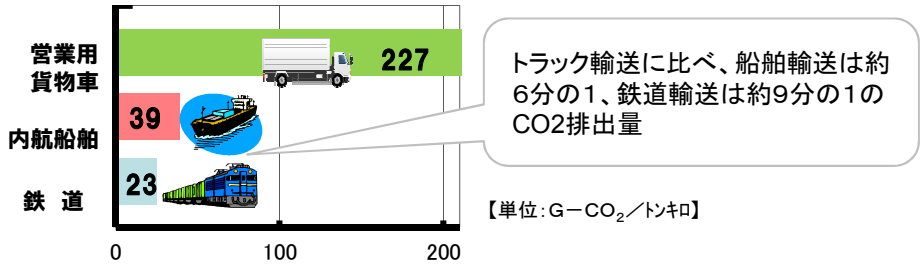

○労働力不足の深刻化

＜常用労働者の過不足状況＞

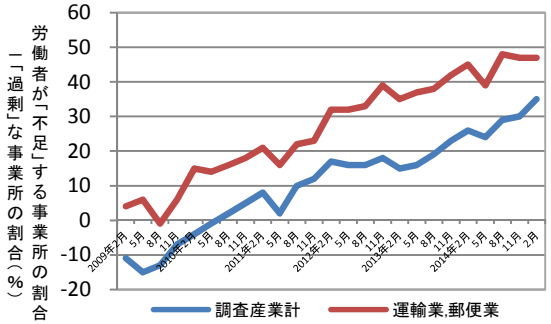

出典：厚生労働省「労働経済動向調査」

＜トラック業界の年齢構成＞

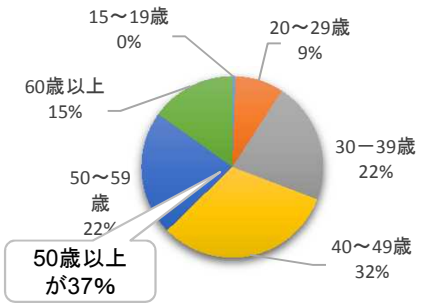

出典：総務省「労働力調査」（2014年）

○交通政策基本計画（平成27年2月13日閣議決定）（抜粋）

基本的方針C.持続可能で安心・安全な交通に向けた基盤づくり

目標③ 交通を担う人材を確保し、育てる

＜取組内容を今後新たに検討するもの＞

○ﾓｰﾀﾞﾙｼﾌﾄ等による物流の省労働力化のための方策を検討する。

目標④ さらなる低炭素化，省エネ化等の環境対策を進める

＜取組内容を今後新たに検討するもの＞

○更なるﾓｰﾀﾞﾙｼﾌﾄの推進や輸送の省ｴﾈ化など、環境に優しいｸﾞﾘｰﾝ物流の実現方策を検討する。

［53］ﾓｰﾀﾞﾙｼﾌﾄに関する指標

①鉄道による貨物輸送ﾄﾝｷﾛ【2012年度 187億ﾄﾝｷﾛ → 2020年度 221億ﾄﾝｷﾛ】

②内航海運による貨物輸送ﾄﾝｷﾛ【2012年度 333億ﾄﾝｷﾛ → 2020年度 367億ﾄﾝｷﾛ】

モーダルシフト等推進事業（次世代型モーダルシフト例）

次世代型モーダルシフトとして想定される事例（以下の例はイメージ）。平成29年度においても次世代型モーダルシフトを優先的に採択する。

①複数企業による混載×モーダルシフト

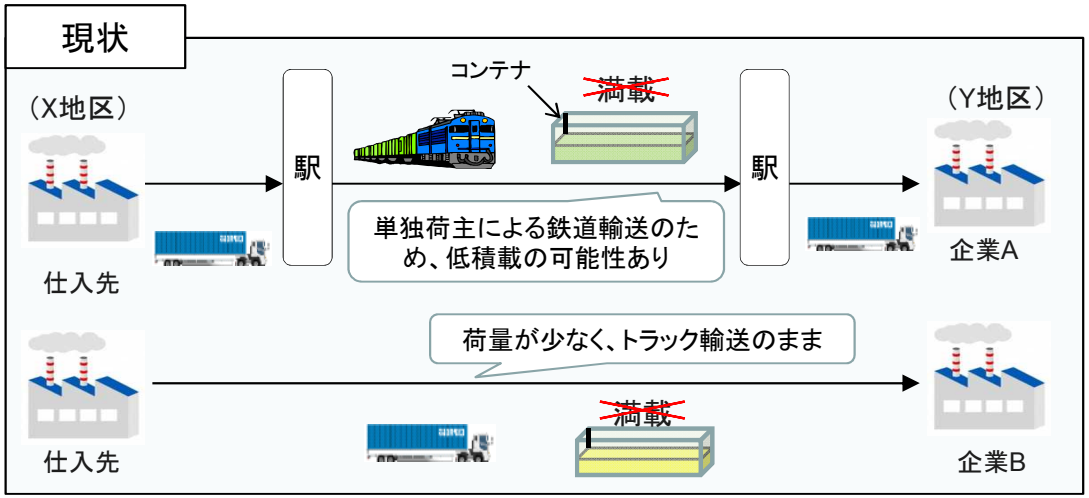

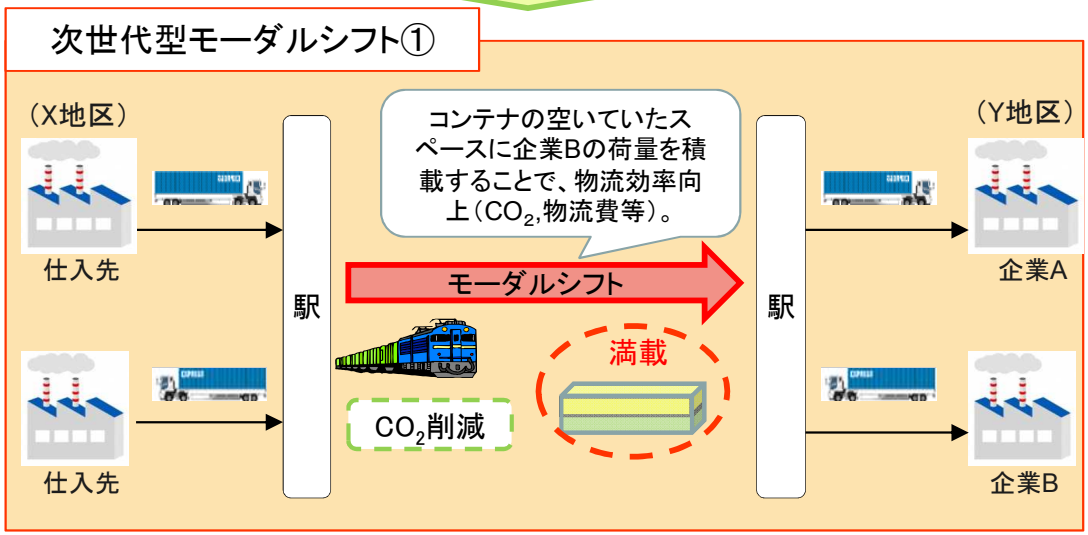

②帰り荷の確保×モーダルシフト

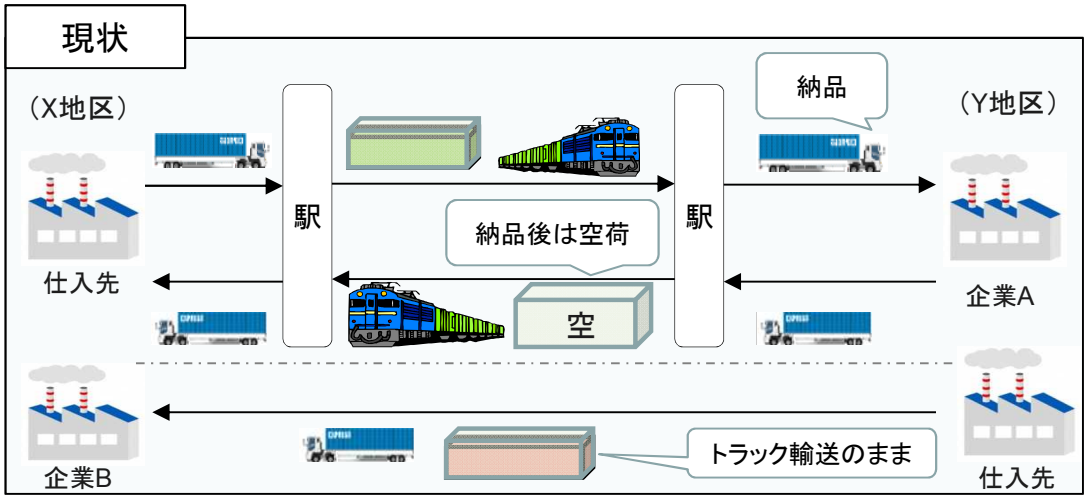

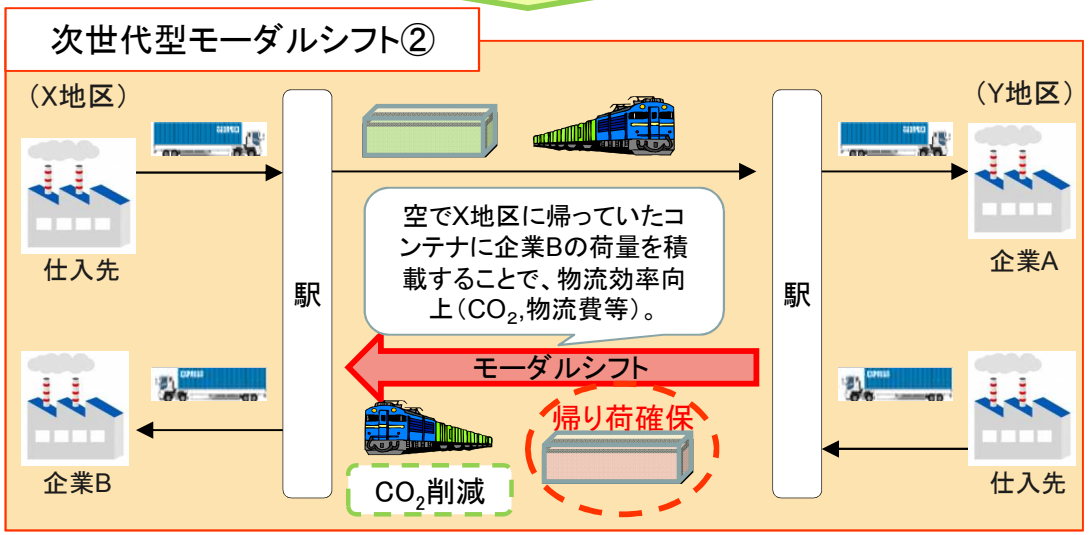

※上記次世代型モーダルシフトを優先的に採択するが、従来のモーダルシフト案件も公募対象とする。